

北九州市監査公表第24号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
小倉北区役所
- 3 監査の期間
令和3年12月13日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年7月29日(令和4年監査公表第10号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 区役所

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (小倉北区役所まちづくり整備課) [14] 高浜1号線(高浜跨線橋)歩道橋補修工事</p> <p>本工事は、高浜跨線橋の定期点検結果に基づく塗装の塗替えを主とした補修工事である。</p> <p>施工は、塗膜剥離剤を用いて既存の塗装を除去・回収した後、塗装の塗替えを行っている。</p> <p>しかし、その積算において、塗膜除去工で発生した「廃材の回収・積込」が計上されていなかったため、過小な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算について、適正に行われたい。</p>	<p>本工事の積算において「廃材の回収・積込」に必要な費用が未計上となった理由は、当課ではこれまで同種の工事の発注実績がなく、また設計者、審査者等の工事に対する確認不足が要因である。</p> <p>今後同様のミスが生じないように、当課で発注実績の少ない工種の工事を起工する場合、当初設計金額にかかわらず、技術監理局技術支援課の設計審査を受けることとし、業務マニュアルを改定した。</p> <p>また、指摘事項及び今後の対応について、6月30日の事務改善会議において、課内全員に周知した。</p>

注・・・[]内の数字は、令和4年監査公表第10号の別表5 本工事抽出一覧表の番号を示す